

不燃・大型ごみ を出す日

◇資源ごみ

7日(第1火曜日)

◇小型プラスチックごみ

14日(第2火曜日)

◇燃えないごみ

21日(第3火曜日)

◇燃える大型ごみ

28日(第4火曜日)

☆ごみの分別で分からないことがある場合は、環境衛生課までお問い合わせください。

御坊広域清掃センター 「直接持込」

◇平日

8:30~16:20

- ・当日「許可証」発行
- ・許可証発行受付は16時まで

◇休日【6月26日(日)】

8:30~11:30

- ・1週間前から「許可証」発行
- ※許可証は市役所で発行します。

全国ごみ不法投棄 監視ウィーク

毎年、5月30日「ごみゼロの日」から6月5日「環境の日」は、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」です。

「美しいにほん」を「美しいごぼう」を子どもたちに伝えるためにも、市民の皆さん一人ひとりが、不法投棄を「しない、させない、許さない」という気持ちを日頃から持ち続けましょう。

環境衛生課

☎0738-23-5506

第1回市民教養講座

講師 綾戸 智恵 先生
(JAZZ SINGER)



日時 6月11日(土) 14時~
会場 市民文化会館大ホール

テーマ 家族との関わり

対 母の介護をとおして~
会員チケット購入者

※会員チケット(6回通し券

：3,000円)は、教育

委員会、市民文化会館(☎

0738・23・488

1)で販売中です。

受講を希望する方は、チ

ケットをご購入ください。

申・問 教育委員会生涯学習課

☎0738・23・5508

子どもたちの登下校を 見守ろう!!

昨今、子どもたちを巻き込んだ事件や事故が全国的に発生しています。

6月1日(水)は、平成28年度「御坊市地域子ども見守りネットワーク」第1回目の統一活動日です。

この日は、普段子どもたちの見守り活動をしている団体や個人が、一斉に見守り活動を行う日になっています。

市民の皆さん、自宅の玄関先からでも結構ですので、子どもたちの登下校を見守ってあげてください。

問 教育委員会

☎0738・23・5525

御坊警察署

☎0738・23・0110

防災対策課

☎0738・23・5528

ひとり親家庭医療費の 更新申請について

現在お持ちの「ひとり親家庭医療費受給資格証」の有効期間は、平成28年7月31日までとなっています。

8月以降引き続き、または新たにひとり親家庭医療費の支給を受けるためには、申請手続が必要です。

対象者には、6月初旬に案内及び申請書を送付しますので、対象となる方の健康保険証などの必要書類を添え、6月中旬に手続を行ってください。

なお、手続が完了しない場合は、8月以降の受給資格は発生しませんのでご注意ください。

問 健康福祉課福祉医療係

☎0738・23・5645



児童手当「現況届」の提出について

平成28年6月分以降の児童手当を受けるには、「現況届」を6月中に提出していただく必要があります。

対象者には、「現況届」の用紙を郵送します。「現況届」の提出がない場合は、引き続き手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

◇対象 象 中学生までの児童を養育している方

◇手 当 月 額

3歳未満	15,000円
3歳~小学校修了前 (12歳到達後の最初の3月31日まで)	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学校修了前 (15歳到達後の最初の3月31日まで)	10,000円

◇所得制限

児童手当には所得制限があります。平成27年中の所得が限度額以上の場合、対象児童1人につき月額5,000円の特例給付を支給します。

扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人
所得限度額	622万	660万	698万	736万	774万

※以降扶養親族数が1人増えるごとに、所得限度額に38万円が加算されます。

◇問い合わせ 社会福祉課福祉児童係 ☎0738-23-5508